

猪名川町水道事業ビジョン（概要版）（案）に対する
パブリックコメント及び町の考え方

意見募集期間：令和6年12月12日～令和6年1月11日

意見提出者数：6人

提出意見数：19件

■猪名川町水道事業ビジョン（概要版）（案）について提出された意見の概要と町の考え方

番号	意見提出者	区分	頁	章	大分類	中分類	小分類	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方（対応）
1-①	1		2	2	水道施設の沿革				<ul style="list-style-type: none"> ・ 県水に依存している考えとなっているが、「自己水」型事業体制としたほうが良いのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本町の「自己水」となる新しい水源開発は、過去から水源調査を行い検討を重ねた結果、不可能と判断しております。 そのため本町では、県と本町のそれぞれで施設を作る重複投資を避け、維持管理費用を削減するために、笹尾浄水場を廃止し、これまでどおり県水を中心に運営してまいります。さらに、今後の人口減少などを踏まえすと、現在実施中の事業である「北部施設統廃合事業」のように、小規模な施設を廃止し、集約する取組が、将来にわたり町内全域への安定した水道水の供給と健全な水道事業運営に繋がっていくと考えます。

1-②	1		14	7	料 金 改 定 に つ い て			<ul style="list-style-type: none"> ・町全体の予算の再度見直しや、彼此流用の可能性検討等により料金値上げ率の軽減・緩和はできないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業が独立採算の公営企業である以上、公共性の高い事業であるものの、事業運営に必要なコストは料金で賄うものです。 今後も水道事業の持続的な経営の確保のために、将来世代との公平性を考慮し、まずは赤字の解消を目指した試算の結果、収支バランスのとれた適切な料金改定が必要と考えています。 様々な物の価格が値上がりする中での料金改定は、大変なご負担をおかけすることになりますが、安全な水道水を安定的に供給し、安心して次世代に引き継いでいくためにご理解とご協力をお願いします。
1-③	1					その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジョン確定・成立前に説明会を開催していただけるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会等については現在のところ予定しておりません。 本町の水道事業の経営状況は、町広報誌や水道広報誌「水きらら」でもお知らせしています。今後も水道料金の値上げや本町水道事業の経営状況などをご理解いただけるよう、ホームページの内容を拡充するなど、より一層、情報提供に努めます。 また、水道モニター制度を活用した上下水道施設の見学を通じての勉強会やアンケートの実施に今まで以上の力を注ぐことで、上下水道事業に対する理解を深めていただけるように努力していきます。 	

2-①	2		10	6	本町の水道料金について			<ul style="list-style-type: none"> ・水源が同じで隣接する川西市の水道料金との比較を示してほしい。また川西市よりも高価になる場合、その要因を示してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金を比較する図.7を概要版(P10)、要因について概要版(P3)に追記します。 料金改定前は、毎年基金を取り崩して赤字を補てんすることにより、川西市と同額となっていました。しかし、赤字にならないように料金改定を行うと、本町の方が高額となります。 猪名川町の施設の特徴は、主な水源を県水で賄い南部地域で受水しており、地形は住居地が南北に細長く、且つ、地盤の高低差が大きいため、ポンプ場や配水池等の水道施設が極めて多くなっています。また、水道管は、布設延長に対し張り付く給水戸数が少なく、水道料金が割高にならざるを得ません。 水道料金は水源の種類や採水条件、施設規模、水道施設の建設時期、人口密度、地形等の様々な要因によって大きく異なるため、隣接する市町であっても単純な比較ができません。
3-①	3		14	7	料金改定について			<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金が高額なので、年金生活者にも負担の少ない金額にしてほしい。ぜひとも値下げを検討していただきたい。生命の維持に不必要な予算を削減し捻出できないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金の考え方については、1-②の通りです。

4-①	4		2	2	水道施設の沿革				<ul style="list-style-type: none"> ・ 県水と自己水の比率を見直し、県水を減らした方がいいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県水と自己水の比率の考え方については、1-①の通りです。
4-②	4		10	6	本町の水道料金について				<ul style="list-style-type: none"> ・ 経常収支比率は100%を目標とすべきです。100%を目指すにあたり収益を確保するよう努めるべきです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 概要版(P11)の図.9 経常収支比率は現状を示したものであり、今回予定している料金改定により100%を達成する予定となります。しかし、料金改定後、経常収支比率は人口減少による給水収益の減少に伴い、減少傾向になることが予想されます。 水道料金は水道法（第14条第2項1号）において、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること、と規定されています。そのため、今後も水道料金算定要領（日本水道協会）に従い、3年から5年の間隔で料金を見直していきます。 様々な物の価格が値上がりする中での料金改定は、大変なご負担をおかけすることになりますが、安全な水道水を安定的に供給し、安心して次世代に引き継いでいくためにご理解とご協力をお願いします。

4-③	4		14	7	財 源 に つ い て				<ul style="list-style-type: none"> 基金の取り崩しを漫然と行うのは健全な経営とは思えません。期限を設けて取り崩しを終えるべきではないですか。例としてコロナ禍を理由とするなら、最長5年程度の期限で、取崩を伴う減免などは終える様にするべきだと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣市町並みに抑制してきた水道料金は、水道施設の整備・拡張や安定した水の供給のために新規加入した時の負担金で、水道施設の更新に充てるべき資金を取崩して補てんしていた背景があります。 水道事業が独立採算の公営企業である以上、公共性の高い事業であるものの、事業運営に必要なコストは料金で賄うものです。 今後も水道事業の持続的な経営の確保のために、将来世代との公平性を考慮し、まずは赤字の解消を目指した試算の結果、収支バランスのとれた適切な料金改定が必要と考えています。 <p>なお本町では、新型コロナウイルス感染症が経済的に甚大な影響をもたらしている状況を踏まえ、町民の経済的な負担を軽減するために、水道料金の減免を実施しました。減免分の財源として、1回目は、令和2年5月から8月請求分までの4か月間で、県受水費の3か月分の減免と1か月分の1/2に国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、残り1/2に基金を充当しております。また、2回目以降の減免は、令和4年9月から12月請求分の4か月間、令和6年1月と2月請求分の2か月間の減免を実施し、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しております。</p>
-----	---	--	----	---	----------------------------	--	--	--	--	---

4-④	4		14	7	財 源 に つ い て			<ul style="list-style-type: none"> ・収益の確保について、水道事業とは異なる形(タンク・配水池等のネーミングライツパートナーを募集、沿道にある施設での広告収入等)で模索するのはいかがですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・料金収入以外の収入を増やす取組として、水道施設の敷地内で、携帯電話のアンテナ基地局の設置場所の貸付けなど、可能な限りの資産の有効活用に努めています。今後も、料金以外の収入の確保も重要なことと考えており、近隣市町の例(タンク・配水池等のネーミングライツパートナーの募集や、遊休地の有効活用等)を参考に、情報収集を行うとともに、その効果の研究に取り組んでいきます。
5-①	5		14	7	料 金 改 定 に つ い て			<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ値上げ率を抑制しなければ住民の理解が得られにくいので、わかりやすい資料としてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、具体的な料金改定の内容について、町広報誌や水道広報誌「水きらら」でもお知らせいたします。今後も水道料金の値上げや本町水道事業の経営状況などをご理解いただけるよう、ホームページの内容を拡充するなど、より一層、情報提供に努めます。 また、水道モニター制度を活用した上下水道施設の見学を通じての勉強会やアンケートの実施に今まで以上の力を注ぐことで、上下水道事業に対する理解を深めていただけるように努力していきます。

5-②	5		10	6	本町の水道料金について			<ul style="list-style-type: none"> ・原価割れに対する財源を、基金を取り崩して充当していることを示してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・概要版(P10)にて文章を追記しました。原価割れに対する財源については、平成15年4月の値下げ以来20年間で約30億円の基金を取り崩して赤字を補てんしてきました。
-----	---	--	----	---	-------------	--	--	--	--

5-③	5		15	7	財政 収 支 シ ミュ レー シ ョン につ いて		<ul style="list-style-type: none"> ・財政シミュレーションの積算内容をより分かりやすく示すべきだと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・概要版(P15)にて文章を追記しました。 料金改定の条件を踏まえて、財政収支シミュレーションを複数パターン実施しました。財政シミュレーションの結果は、以下のとおりです。 水道料金収入（供給単価）で、給水費用（給水原価）を賄う（料金回収率 100%にする）には、54%の値上げが必要になる試算結果となります。また、本町における水道料金収入以外の営業外収益などの収入も見込んだ条件で試算した結果では、赤字にならない財政収支を目標として 44%の値上げが必要となります。 一度の料金改定（44%）を実施した場合、多くの一般家庭で使用する水道メーター口径 20mm で月に 20m³使用した場合の水道料金は、1 か月にすると 1,410 円（税込）の値上げになります。 本町の経営状況と住民への負担を考慮した場合、一度の料金改定（44%）のような急激な料金の値上げは実施せず、激変緩和措置として、令和 7（2025）9 月に 20%、令和 9（2027）年 4 月に 20%の値上げを行う計画としています。
-----	---	--	----	---	--	--	--	---

5-④	5		14	7	料 金 改 定 に つ い て			<ul style="list-style-type: none"> 基金・資金残高を約 20 億円としている根拠について記載をしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> 概要版(P14)にて文章を追記しました。大規模な災害などが発生し仮に収入がなくても2年間は水道事業が運営できる資金として 20 億円を確保しています。
5-⑤	5		14	7	料 金 改 定 に つ い て			<ul style="list-style-type: none"> 料金改定時期を 2 回に分ける案になっていますが、2 回目を令和 10 年にすることは可能でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本町は現在、単年度の収支が赤字での経営となっております。水道事業が独立採算の公営企業である以上、公共性の高い事業であるものの、事業運営に必要なコストは料金で賄うものです。単年度黒字の確保のためには、最低でも 44%の料金改定が必要となってきます。しかし、町民への負担を考慮して、料金改定を 2 回に分けて実施する案を採用しています。そのため、令和 10 年への先延ばしは困難と考えています。 様々な物の価格が値上がりする中での料金改定は、大変なご負担をおかけすることになりますが、安全な水道水を安定的に供給し、安心して次世代に引き継いでいくためにご理解とご協力をお願いします。

5-⑥	5		15	7	財政収支シミュレーションについて			<ul style="list-style-type: none"> ・ 2回の値上げでないと赤字になることを分かりやすく説明してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2回の値上げとなる考え方については、5-③、5-⑤の通りです。 <p>概要版(P15~18)の財政シミュレーション内で、「料金改定無し」、「料金改定1回」、「料金改定2回」の場合のそれぞれの比較を示しています。</p>
6-①	6		14	7	料金改定について			<ul style="list-style-type: none"> ・ 上水・下水の料金改定が同時期であると住民への負担が大きいため、時期や値上げ率について考慮できませんか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、具体的な料金改定の検討を行いますが、単年度黒字の確保のためには、最低でも44%の料金改定が必要となってきます。しかし、町民への負担を考慮して、料金改定を2回に分けて実施する案を採用しています。 <p>様々な物の価格が値上がりする中での料金改定は、大変なご負担をおかけすることになりますが、安全な水道水を安定的に供給し、安心して次世代に引き継いでいくためにご理解とご協力をお願いします。</p>

6-②	6		14	7	料 金 改 定 に つ い て			<ul style="list-style-type: none"> 水道料金の改定は個人・法人とも実施でよろしいでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 猪名川町の水道使用料の体系は、法人・個人を問わず、使用水量に応じた単価に基づき水道料金を徴収しているため、改定の対象は、法人・個人ともに対象となります。
6-③	6					その他	<ul style="list-style-type: none"> <p>・ 渇水対策について、一庫ダムへの依存度が高い状況は非常に危ういと思われます。三田浄水場からの供給は何%カバーできるのでしょうか。</p> <p>青野ダムと大瀬川ダムについて、渇水時は貯水率が低下し、融通が効かなくなることはありませんか。また、渇水対策等は検討されていますか。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <p>・ 現在、兵庫県営水道において渇水等への対応のため、水融通に関する整備が進められています。</p> <p>一庫ダム（多田浄水場）で水需要の増加及び渇水が発生した場合には、三田西宮連絡管を用いて安定給水に対応できるよう整備中です。なお、令和5年12月から、暫定運用として水融通が開始されています。</p> 	
6-④	6					その他	<ul style="list-style-type: none"> <p>・ 猪名川町において技術系職員確保の手段の検討をしてください。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <p>・ これまでも職員確保や採用後のフォローアップなどに取り組んでいます。引き続き、他の自治体での取組等を参考に、情報収集を行うとともに、技術職員の確保にも努めます。</p> 	